

【勤務地：東京都新宿区】

課長補佐級職員の選考採用について（障害者雇用）

内閣官房内閣情報調査室では、障害者雇用の一環として、障害者を対象とした課長補佐級職員を次のとおり募集いたします。

職種 内閣事務官（常勤）

採用日 令和元年11月1日以降（正式な採用日はご本人様の希望と調整のうえで決定します。）
※採用後、6か月間は条件付採用期間となります。

採用人数 1名

応募資格 次の要件1から3のすべてを満たす者

- 1 次のいずれかの手帳等の交付を受けている者
※下記の手帳等は選考申込日、選考当日及び採用予定日において有効であることが必要です。
※第2次選考の当日に手帳等を確認します。また、その後採用までの間に手帳等の提示を求めることがあります。
(1) 身体障害者手帳又は都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）若しくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。）
(2) 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書
(3) 精神障害者保健福祉手帳（注）
（注）精神障害者福祉保健手帳には有効期限があります。有効期限の更新手続には、時間を要しますのでご注意ください。

2 1960（昭和35）年4月2日以降に生まれた者（201

9（平成31）年4月1日において、学校教育法に定める義務教育を終了した日から起算して2年以上の者に限る。）

3 次のいずれかの業務経験（20年程度若しくはそれと同等以上と認められる期間）を有する者。

- （1）外国語翻訳、通訳業務（英語以外も可）
- （2）特定の地域または分野に関する専門的分析業務
- （3）サイバーに関する専門的分析業務

ただし、次のいずれかに該当する者は応募できません。

- 1 日本国籍を有しない者
- 2 国家公務員法第38条の規定により国家公務員になることができない者
 - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

勤務時間等

原則として1日7時間45分（休憩時間を除く。）で、土・日曜日及び祝日等の休日は休みです。

休暇には、年次休暇（年20日（4月1日採用の場合、採用の年は15日）。残日数は20日を限度として翌年に繰越し）のほか、病気休暇、特別休暇（夏季・結婚・出産・忌引等）及び介護休暇等があります。

職務内容

内閣の重要政策に関する情報の収集及び分析その他の調査に関する事務

※具体的な職務内容は、ご本人の経歴や事情に応じて決定します。

勤務地

内閣官房内閣情報調査室

住所：東京都千代田区永田町1－6－1

最寄駅：東京メトロ丸の内線・千代田線「国会議事堂前駅」

庁舎の設備状況：

- ・出入口等の段差：主要通路には無し
- ・エレベーター：有り
- ・トイレ：車いす用有り（洋式）
- ・点字表示または音声案内装置等：無し
- ・階段手すり：有り

待遇等

常勤の国家公務員として採用します。

給与及び諸手当は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）が適用され、初任給はこれまでの経歴等を考慮して決定します。

応募要領

下記①～④の書類を郵送にて送付ください（応募締切日必着）。
なお、応募書類は返却しません。また応募書類に記載された個人情報、本採用に関する手続き以外の目的には使用しません。

<提出書類>

- ① 履歴書（市販用紙で可。要顔写真貼付）
- ② 志望理由をまとめたもの（A 4 サイズ、様式自由）
- ③ これまでに従事した業務の内容を具体的にまとめたもの（A 4 サイズ、様式自由）
- ④ 配慮事項調査票（指定様式あり。配慮を必要としない者も提出してください）

<宛先及びお問合せ先>

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

内閣官房内閣情報調査室 総務部 人事担当

電話（03）3581-5083

<お問い合わせ等について>

採用に関するお問い合わせは、質問事項、氏名、連絡先を明記の上、以下の FAX 番号にお送りください。

FAX 番号：03-3592-0176

応募締切日

令和元年10月28日（月）必着

※応募のあった者から随時選考を行います。合格者が確定した場合、締切り前に応募を打ち切ることがございます。

選考方法

第1次選考 書類選考

第2次選考 筆記試験（作文選考）・面接試験（面接試験のみ就労支援機関様同席可）

※第2次選考の選考会場は上記勤務地と同じです。実施日時等の詳細は、第1次選考の合格者にのみ、通知いたします。
第2次選考の筆記試験は、与えられた課題に対し制限時間1時間で作文を行い、課題に対する理解力、文章による表現力などを評価します。字数は400字以上1,000字程度です。

以上